

南の丘学園袋井南中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

上記の内容を踏まえ、平成25年10月11日に、文部科学省によって決定された、「いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、本校の「いじめ防止基本方針」を定めます。

2 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止等の基本的な方針」の第1の5で示されているように、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）」です。「一定の人間関係」とは、学校の内外を問いません。

1つ1つの行為がいじめであるかの判断は、いじめられた子供の立場に立って判断します。

また、いじめは様々な形態があると捉え、いじめであるかを判断する際に、苦痛を表現できない場合やいじめに本人が気づいていない場合もあることから、表面的・形式的に判断することなく、その子や周りの子の表情や様子等をしっかりと確認します。

具体的ないじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・パソコンや携帯電話（スマートフォン）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) いじめの理解

いじめは、「どの子供にも」「どこでも起こりうる」ものと考えます。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わない」いじめは、多くの子供が入れ替わりながら、被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は心身に重大な危険を生じさせるものだと考えます。

3 いじめ未然防止のための取組

いじめ対策の最も重要な課題は、「未然防止」です。そのためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが大切です。全ての生徒の「ウェルビーイング」を向上させ、健やかでたくましい子供を育て、心の通い合う、温かな人間関係を作るために、以下のような取組をしています。

また、いじめに関する研修会を通し、職員のいじめ未然防止に対する意識の向上を図ります。

(1) 友人関係、集団づくり、社会性の育成

- ・互いを認め合い、生徒の居場所がある学級づくりを行います。
- ・人間関係づくりプログラム等のソーシャルスキルトレーニングを計画的に行います。
- ・体験活動の充実（地域学習活動・職業体験活動、特別支援学校との交流等）を目指します。
- ・南風祭（体育の部・文化の部）の行事での集団づくりをします。
- ・様々な教育活動を通して、生徒が「学校が楽しい」と感じられるようにします。

(2) 4つの承認「存在・行動・意欲・成果」を中心とした人権教育の中で、自己有用感を高める。

- ・人権週間における人権学習において、いじめ問題を取り上げ、日常の学校生活への振り返りを行います。
- ・道徳の授業を中心とした道徳教育の中で、規範意識を高め、道徳的価値や道徳的実践力を培います。
- ・「South Dream」の活動を通して、様々な人の講話を聞く中から、自分を高めたり仲間を大切にしたりする気持ちを醸成します。

(3) スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）や教育相談の活用

- ・生徒が安心して相談できる環境をつくります。
- ・定期的な教育相談に加え、日常的に相談できるような環境をつくります。
- ・毎日の日記を通じて、生徒と担任とのつながりをつくり、悩みや困りごとを気軽に相談できるようにします。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの情報交換を密に行います。

(4) インターネットを通じたいじめ防止のための取組

- ・「情報モラル」、「メディアリテラシー」の講座を実施します。
- ・年間を通じて計画的に、全校での情報モラル指導を行います。
- ・ネットパトロールの結果を参考に、いじめや問題行動につながるとされる画像を掲載したり、書き込みを行ったりしている生徒とその保護者に対して適切な指導を行います。また、被害生徒へも適切に対応します。
- ・フィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作りについて考えてもらうための資料を家庭に配布します。
- ・インターネットを通じたトラブルを未然防止についてのお便りを家庭に配布します。
- ・インターネット上でのトラブルが起きた際の相談機関として、警察等の関係機関を紹介します。

(5) いじめについての校内研修の実施

- ・年度初めに実施する「生徒理解の会」において、本校の「いじめ防止基本方針」を全職員で共有し、組織としていじめ防止及び早期対応に努めることができるようにします。
- ・長期休業中には、SC や SSW をはじめとした外部人材や外部組織の協力も得ながら、いじめが生徒の心身に与える影響について理解を深めます。

4 いじめ早期発見のための取組

「いじめ防止等の基本的な方針」の第1の7(2)で示されているように、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめている子供からも出ていと捉えます。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることを認識し、子供たちのわずかな変化を見つけるために、以下のような取組をします。

- (1) いじめ実態調査(「生活を明るくする調査」)を実施します。(年3回)
- (2) 学級担任を中心に、小さなことでも相談しやすい環境を作り、生徒からの情報を得られるようにします。
- (3) Hyper—QUの実施により、学級、学年の実態把握や生徒理解に努め、その後の全体指導や個別支援に活用します。
- (4) 生徒との教育相談を実施します。(年2回)
- (5) 休み時間や昼休み等、教師が生徒の近くで見守り、生徒の心に寄り添う指導に努め、人間関係の把握に努めます。
- (6) 日々の保護者との連絡等、保護者との情報を共有します。

5 いじめの早期対応のための取組

いじめが発見された場合には、平成 25 年1月に作成された「静岡県いじめ対応マニュアル」を参照しながら、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、深刻な事態にならないように、学級、学年、学校との連携をとり、学校全体で速やかに組織的に対応します。

- (1) 校内いじめ対策委員会の招集、ケース会議の実施
 - ☐ いじめの全体像を把握し、対応方針を決定します。
 - ☐ 問題解決まで継続的にケース会議を実施します。
- (2) 多方面からの情報収集による全体像の把握と記録
 - ☐ いじめられた生徒からの聞き取りを行います。
 - ☐ いじめられた生徒の話をもとに、いじめた生徒からの聞き取りを行います。
 - ☐ 必要に応じて、周囲の生徒、関わりのある教職員、保護者からの聞き取りを行います。
- (3) いじめの全体像の把握し、対応方針や指導計画等の決定
 - ☐ 聞き取った情報(発生日時、発生場所、内容等)を一元化します。
 - ☐ 「いじめの背景」「生徒の心理」等を含むいじめの全体像を把握します。
 - ☐ いじめられた生徒、いじめた生徒、周囲の生徒、保護者、関係機関や地域に対して、いつ、誰が、どのような働き掛けを行うのかを決め、全教職員に周知します。
- (4) いじめられた生徒への支援
 - ☐ 最も信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
 - ☐ 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプランを立てます。
 - ☐ 心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担します。
- (5) いじめた生徒への支援・指導
 - ☐ 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめが許されないことを伝えます。
 - ☐ 安易な謝罪で済ませず相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせます。
 - ☐ いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行います。

(6) 周囲の生徒への支援・指導

- ☐ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめていると同じだということを伝えます。
- ☐ 勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを考えさせます。
- ☐ 必要に応じて学級、学年さらに学校全体へと再発防止に向けた指導を行います。

(7) いじめられた生徒、いじめた生徒の双方の保護者への対応

- ☐ 事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請します。
- ☐ 解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告します。

(8) 経過観察と再発防止に向けての取組

- ☐ 保護者と連携しながら生徒への経過観察を行います。
- ☐ 必要に応じていじめ対策委員会を再招集して問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討します。
- ☐ 次の学年への引き継ぎへの配慮をします。
- ☐ 必要に応じて、関係する生徒とスクールカウンセラーとのカウンセリングを実施します。
- ☐ 学校全体のいじめ再発防止・未然防止に向けた指導体制を見直し、再構築します。

6 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為と認められる場合や、いじめの解決に向けて状況が変わらない場合には、警察・児童相談所・市役所・医療機関等に相談し協力を求めます。

7 いじめ防止等のための校内組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下のような組織を設置し、その組織が中心となり、教職員全体で共通理解を図ります。また、学校以外の地域や家庭などとも連携し、総合的ないじめ対策を行います。

(1) 「＜定例＞校内いじめ対策委員会※運営委員会と兼ねる」

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任

目的：週1回、生徒指導上の問題などとともに、いじめに関する情報や指導経過についての報告・検討をし、認知や対策について話し合います。

(2) 「いじめ等に関する共通理解のための情報交換会（職員会議・全体打ち合わせ）」

構成員：全職員

目的：いじめの現状や指導経過等について、情報交換し、全職員で理解を図ります。

(3) 「＜緊急＞校内いじめ対策委員会」

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係する職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

目的：いじめに対して適切かつ早急な対応を行うために、緊急に招集します。

8 重大事態への対応

重大事態とは、「いじめ防止等の基本的な方針」の第4の1に示されており、発生した際には、管理職が、速やかに袋井市教育委員会に報告します。なお、学校主体の調査では、必ずしも十分ではない場合には、教育委員会が中心となり、「袋井市いじめ問題専門委員会」を設置し、調査を実施します。

いじめ重大事態に当たるもの

①「生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑い」がある。

(例：児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等)

②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある。

(年間30日を目安。一定期間連続している場合などは、迅速に調査に着手)

③「生徒や保護者からいじめで重大事態に至ったという申し立てがあった時」

(学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる)

重大事態に対しては、令和6年8月に文部科学省から示された「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参考にしながら以下(1)～(4)のような対応をします。

(1)当該事案に対する組織の設置をします。(＜緊急＞校内いじめ対策委員会が母体となる)

(2)設置した組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切に図ります。

(3)調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。

(4)調査結果を袋井市教育委員会に報告し、袋井市教育委員会は市長に報告します。

9 いじめ解消の判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態を指します。このことについて、面談などによって定期的に声を掛け、継続して見守ります。また、「解消された」と判断した後も、再発する可能性があり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

①いじめに係る行為が止んでいること

行為が少なくとも3ヶ月間止んでいることを目安とします。ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は相当の期間の見守りを継続します。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認します。

10 参考資料

(1)いじめ防止等のための基本的な方針(文部科学省)

[いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日 文部科学大臣決定\(最終改訂 平成29年3月14日\)](#)

(2)いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)

[いじめの重大事態の調査に関するガイドライン\(令和6年8月\)](#)

(3)静岡県いじめ防止基本方針(静岡県教育委員会)

[静岡県いじめの防止等のための基本的な方針 平成26年3月 静岡県教育委員会 \(改定平成30年3月\)](#)

(4)静岡県いじめ対応マニュアル(静岡県教育委員会)

[静岡県いじめ対応マニュアル 平成25年1月 静岡県・市町教育委員会代表者会](#)

(5)袋井市いじめ防止等のための基本方針(袋井市教育委員会)

[袋井市いじめ防止等のための基本的方針 袋井市教育委員会 平成28年8月](#)

11 いじめの早期発見、解消までの流れ

